

E i w a N e w s

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱い（2）

令和2年6月
(No. 179)

本誌NO. 177にてご紹介しております、国税庁HPに掲載の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」について、新たに追加されたFAQの一部をご紹介いたします。

【1】個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

Q: 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

A: 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して創設等された助成金の所得税の課税関係については、次のように取り扱われます。

課税（※）	非課税
持続化給付金	特別定額給付金
東京都の感染拡大防止協力金	子育て世帯への臨時特別給付金
雇用調整助成金	東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
小学校休業等対応助成金	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の
小学校休業等対応支援金	特例措置における割引券

（※）事業に関して支給される助成金（事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）は、所得税の課税対象になります。

ただし、補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

なお、消費税はすべて課税対象外となります。

【2】賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合

Q: 不動産貸付業者が取引先等に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税法上、寄付金となりますか。

A: 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、次のように取り扱われます。

(1) 合理的な理由がない場合

→相手方に対して寄付金を支出したものととして、取り扱われます。

(2) 賃料の減額が次の条件を満たす場合

→実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられるため、その減額した分の差額については、寄付金として取り扱われることはありません。

(寄付金・交際費以外の費用として取り扱われます。)

①取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと又は困難となるおそれが明らかであること

②貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること

③賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間(通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。)内に行われたものであること

※取引先等に対して既に生じた賃料の減免(債権の免除等)を行う場合についても、同様に取り扱われます。

※賃料の減免を受けた賃借人(事業者)においては、減免相当額の受贈益が生じることとなりますが、事業年度を通じて受増益を含めた益金の額よりも損金の額が多い場合には、課税は生じません。

※テナント以外の居住用物件や駐車場などの賃貸借契約においても同様に取り扱われます。

【3】従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取り扱い

Q: 介護事業者等が社内規程である慶弔基準を改定し、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において介護サービスを実施する従業員について、5万円の見舞金を支給することとした場合、この見舞金は、所得税の非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収することは不要ですか。

A: 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の条件を満たす場合には、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありません。

① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること

② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること

③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

※緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。